

回覧

令和元年10月5日

自治会会員様

柏ビレジ自治会
防犯防災部



路上駐車はもうやめませんか

夏の防犯パトロール時の路上駐車件数は昨年 253 件に対し今年は 315 件と約 25% 増加しています。防犯パトロール日誌に長期に路上駐車している車の車番（野田う〇〇一〇〇、柏あ〇〇一〇〇）の記載もありましたし、近隣の方が困っているとの話があったとの報告も受けました。

住民の皆様が本当にお困りになっているご様子がひしひしと伝わってまいりました。路上駐車、特に道路を駐車場代わりにされている方は是非やめて頂けませんか。ご協力をお願い申し上げます。

「お隣の方からは何も言われていないよ！ 迷惑なんてかけていないよ」

→ご近所の方は争いごとはしたくないと思われているのです。路上駐車を注意して「逆切れされたらどうしよう」「これをきっかけに仲が悪くなったらどうしよう」と考えて口に出すのをためらわれているだけなのです。

「駐車禁止の標識がないところに駐車して何が悪いの？ 法律違反なんかしてないよ」

→確かに一時的な駐車なら法律違反にはならないかもしれません。でも道路を駐車場代わりに使うことは明確な法律違反で刑事罰になるのです。

「自動車保管場所に関する法律」（車庫法）という法律があり、その罰則は3ヵ月以下の懲役又は20万円以下の罰金で刑事罰となっています。

第11条1項 何人も道路上の場所を自動車の保管場所として使用してはならない

2項 何人も次の各号に掲げる行為はしてはならない。

- (1) 自動車が道路上の同一の場所に引き続き 12 時間以上駐車することになるような行為
- (2) 自動車が夜間（日没から日出までの時間）に道路上の同一の場所に引き続き 8 時間以上駐車することになるような行為

皆さんはこれまで誰からも後ろ指を指されることなく真面目に一生懸命生きてこられたと思います。

迷惑な路上駐車を無くし、隣近所の方々と心からの笑顔で挨拶を交わすことができる柏ビレジにしていきましょう！

以上